

陳 情 文 書 表

| | |
|---|--|
| 平 2 7 陳 情 第 1 1 号 | 平成 2 7 年 1 1 月 2 日 受 理 |
| 件 名 | 私学助成の拡充のため国に意見書の提出を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 4 階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>現在、高校生の 3 割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその 8 割が私立学校に通っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学費負担に任されています。</p> <p>平成 2 2 年度から始まり、平成 2 6 年度に加算支給額及び対象世帯を拡大した高等学校等就学支援金制度と、同年度から実施された高校生等奨学給付金事業により学費の公私間格差は一定程度是正されました。</p> <p>しかし、私立高校の学費は高等学校等就学支援金分を差し引いても、全国平均で年額初年度納付金 5 9 万円、入学金を除いて 4 3 万円と高額な負担が残ります。また、都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差をなくしていくためには、国の高等学校等就学支援金制度の拡充が強く求められています。</p> <p>未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立学校に通う生徒・保護者の学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るため、高等学校等就学支援金制度及び私立高等学校等経常費助成費補助金の大幅拡充は当然の方向であり、強く求められるところです。</p> <p>私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>公私の学費格差をさらに改善し、すべての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を図ること。</p> | |

